

## 法人キャッシュカード規定

### 1. (カードの利用)

普通預金について発行したキャッシュカード(法人用)(以下「カード」といいます。)は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行の現金自動預入払出機(以下「ATM」といいます。)を使用して預金を払戻す場合
- ② 当行のATMを使用して普通預金に預入れる場合
- ③ 当行のATMを使用して預金を払戻し、同時に代わり金を普通預金(払戻口座を除きます。)、貯蓄預金に通帳を使用して預入れる(以下「振替」といいます。)場合
- ④ 当行のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合
- ⑤ その他当行所定の取引をする場合

### 2. (ATMによる預金の預入れ)

- (1) ATMを使用して預金に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

### 3. (ATMによる振替)

- (1) ATMを使用して振替する場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードおよび預入れの通帳を挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、払戻口座の通帳・払戻請求書および預入口座の入金票の提出は必要ありません。
- (2) 前項の操作にあたっては、ATMの画面表示等に従い振替内容をお確かめのうえ、ボタン等により確認操作をしてください。確認操作された後は、ATMによる振替の取消はできません。
- (3) ATMを使用して行った振替の取消を必要とする場合は、窓口営業時間内に、振替操作を行ったATM設置店の窓口に出してください。この場合は、預入口座名義人の承諾が必要となります。
- (4) 振替により預入れることができる預金は、当行所定の預入条件によるものとします。
- (5) ATMによる振替は1円単位とし、1回あたりの振替金額は当行が定めた範囲内とします。

### 4. (ATMによる預金の払戻し)

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、当行所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) ATMを使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定するATM利用手数料金額との合計額が払戻することができる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

### 5. (ATMによる振込)

ATMを使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

## 6. (ATM利用手数料)

- (1) ATMを使用して預金の払戻しをする場合には、当行所定のATMの利用に関する手数料(以下「ATM利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) ATM利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
- (3) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

## 7. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電・故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電・故障等により当行のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に法人等の名称、代表者名、金額および届出の暗証を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (4) 停電・故障等によりATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

## 8. (カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、ATM利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行のATMで使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払戻した金額とATM利用手数料金額および振込手数料金額は合計額をもって通帳に記入します。

## 9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については当行に過失のない限りにおいて当行は責任を負いません。また、必要に応じて警察への届出が必要となります。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 法人等の名称、代表者、暗証その他の届出事項において変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については当行に過失のない限りにおいて当行は責任を負いません。

## 10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行はATMの操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造・盗難・紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。

この通知を受けたときは直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。
- (4) カードまたは暗証等についての偽造・変造・盗用その他の事故により第1項の預金の払戻しが行われた場合であっても、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

#### 12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
  - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
    - B 本人関係者によって行われた場合
    - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### 13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難・紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は、当行に過失のない限りにおいて責任を負いません。

15. (解約、カードの利用停止等)

(1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、当行所定の手続きのうえカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行から請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①第16条に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途定める一定の期間が経過した場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定および振込規定により取扱います。

18. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上